

小牧市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 1 日

小牧市教育委員会
教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第 7 号

小牧市立学校管理規則の一部を改正する規則

小牧市立学校管理規則（昭和33年小牧市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第20条の表主任の項中「つかさどる」を「つかさどり、一部の事務を整理する」に改め、同表主事の項中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

第20条の2を次のように改める。

（省令事務長及び事務主任）

第20条の2 前条の規定にかかわらず、学校に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第46条第1項（同令第79条において準用する場合を含む。）に規定する事務長（以下「省令事務長」という。）又は事務主任を置くことができる。

2 省令事務長は総括事務長又は事務長のうちから、事務主任は主査又は主任のうちから教育委員会が命ずる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。